

平成19年7月26日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官

平成18年(ワ)第4490号 謝罪広告等請求事件

口頭弁論終結日 平成19年5月22日

判 決

原 告 株式会社Unit JAPAN

原 告 X

原告ら訴訟代理人弁護士 姜 永 守

被 告 株式会社TOPLASER JAPAN

訴訟代理人弁護士 中 川 澄

主 文

- 1 被告は、原告株式会社Unit JAPANに対し、20万円及びこれに対する平成18年5月19日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 被告は、原告Xに対し、40万円及びこれに対する平成18年5月19日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 原告らのその余の請求をいずれも棄却する。
- 4 訴訟費用は、原告株式会社Unit JAPANと被告との間においては、被告に生じた費用の20分の1を同原告の負担とし、その余は各自の負担とし、原告Xと被告との間においては、被告に生じた費用の10分の1を同原告の負担とし、その余は各自の負担とする。
- 5 この判決の第1項及び第2項は、仮に執行することができる。

事実及び理由

第1 請求

- 1 被告は、原告株式会社Unit JAPAN(以下「原告会社」という。)に対し、300万円及びこれに対する平成18年5月19日(訴状送達の日)の翌日)から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

- 2 被告は、原告Xに対し、300万円及びこれに対する平成18年5月19日（訴状送達の日翌日）から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 被告は、自ら開設するウェブサイト（<http://www.toplaser.jp.com/info.html>）（以下「被告ウェブサイト」という。）のトップページに、別紙1記載の謝罪文を投稿して、これを3か月間掲載せよ。

第2 事案の概要

本件は、中国法人の日本語版ウェブサイトのウェブページに、原告らが同法人の代理店であるかのような表示がなされ、さらに同ページに原告会社が開設するウェブサイトにリンクを設定された原告らが、上記中国法人及び被告による上記行為は原告らの名誉及び信用を毀損する共同不法行為を構成するとともに、原告会社との関係では不正競争防止法2条1項14号所定の不正競争行為に該当し、原告Xとの関係では氏名権侵害の不法行為も構成すると主張して、原告会社は民法709条の不法行為又は不正競争防止法4条に基づき、原告Xは民法709条の不法行為に基づき損害賠償（訴状送達の日翌日から支払済みまでの民法所定の年5分の割合による遅延損害金を含む。）を請求し、併せて民法723条又は不正競争防止法14条に基づき被告ウェブサイトのトップページへの謝罪広告の掲載を求めた事案である。

- 1 当事者間に争いのない事実等（末尾に証拠の掲記のない事実は当事者間に争いが無い。）

(1) 当事者

原告会社は、美容機器の販売及びエステティックサロンの経営等を目的とし、「エステクリス」の屋号（なお、後に「エフシーエスクリス」という屋号に変更した。原告会社代表者尋問の結果）でエステティックサロン及びメイクスクールを経営する株式会社である（以下、原告会社の経営する上記エステティックサロン及びメイクスクールを併せて「エステクリス」という。）。

原告Xは、原告会社の取締役であり、エステクリスにおいて、美容技術講

師として美容業者へのメイク技術指導を行っている者である（甲４，弁論の全趣旨）。

被告は，美容機器の販売，美容室の経営等を目的とする株式会社であり，原告会社と競争関係にある。

(2) ウェブページの表示内容

中国法人北京泰富集团有限公司（国内では「北京トップレーザー有限公司」と称している。甲１８。以下「北京泰富」という。）のウェブサイトのトップページから「日本語」の項目をクリックして表示されるトップページの「日本大阪子会社と代理店……アドレスと連絡方法」の項をクリックすると更に表示されるウェブページ（URL <http://www.toplaser.com.cn/japanese/display.asp?id=42>。以下「本件ウェブページ」という。）に，別紙２（甲３）のとおり，「日本大阪子会社と代理店……アドレスと連絡方法」，「トッグループの子会社と代理店」との表示がなされ，この表示の下部に，被告の社名，連絡先住所及び電話番号等と，エステクリスの名称，連絡先住所及び電話番号等が並べて掲載され，エステクリスの名称上部に原告Xの氏名を一部誤記した「Y」との氏名も表示され，この氏名の表示にエステクリスのウェブサイトへのリンクが設定されていた（以下，本件ウェブページ上にこれらの表示をする行為及びリンクを設定する行為を併せて「本件表示行為」という。）。

2 争点

(1) 原告会社の被告に対する請求について

ア 本件表示行為は，原告会社の名誉及び信用を毀損する不法行為を構成し又は不正競争防止法２条１項１４号所定の営業誹謗行為となるか否か。

イ 共同不法行為の成否

ウ 原告会社の損害

(2) 原告Xの被告に対する請求について

ア 本件表示行為は，原告Xの名誉及び信用を毀損し氏名権を侵害する不法行為を構成するか否か。

イ 共同不法行為の成否

ウ 原告Xの損害

第3 争点に関する当事者の主張

1 原告会社の被告に対する請求について（争点(1)）

【原告会社の主張】

(1) 本件表示行為は，原告会社に対する名誉及び信用毀損の不法行為を構成し又は不正競争防止法2条1項14号所定の営業誹謗行為となるか否かについて

本件表示行為は，本件ウェブページを見た一般の美容機器需要者及び美容技術講習受講者をして，エステクリス及びこれを経営する原告会社が北京泰富以外の製造業者の美容機器も数多く取り扱っているにもかかわらず，北京泰富及び被告らグループの傘下代理店であると誤認させるものである。これにより原告会社の名誉及び信用は毀損された。

また，本件表示行為は，エステクリスが北京泰富及び被告らグループの代理店であるという虚偽の事実を流布して競争関係にある原告会社の営業上の信用を害するものであり，虚偽の事実の流布に該当する。

(2) 共同不法行為の成否について

被告は，以下のとおり北京泰富と共同して本件表示行為を行った。

ア 日本で脱毛，タトゥー除去などの美容機器の販売が盛んになってきたのはここ10年ほどの間のことであり，原告会社が美容機器の販売を開始したころは，これらの美容機器の製造元として国内で知名度の高い会社は，原告会社が調べた限りではなかった。

こうした状況で美容機器の販売を促進するため，原告会社は，法人化する前の平成11年ころ，アートメイクの技術者として国際的に有名であり，

高度の美容技術を有する原告Xを講師に招いて、エステクリスを開設した。そして、原告会社は、同店で美容技術スクールを営むと同時に、美容機器購入者である美容サロン業者に対して、原告Xによる技術指導を行い、受講者である美容サロン業者が同原告の推奨する原告会社取扱いの美容機器を購入するという方法で、美容機器のいわば実演販売を行ってきた。

被告は、原告会社が資本や労力を投下したエステクリスという販売戦略に北京泰富の社名を通じてただ乗りすることを意図し、本件ウェブページを掲載した。また、本件ウェブページを北京泰富の日本語版ウェブサイトに掲載したのは、被告ウェブサイトと同様の掲載をすれば、被告が法的責任を問われるのは目に見えていたからである。

日本で北京泰富製の美容機器を販売するのは被告であって、北京泰富ではないのであるから、本件ウェブページに原告X及びエステクリスの名を宣伝に利用することによる利益は、北京泰富と被告の双方に生じる。

被告は、北京泰富側に本件ウェブページ上の原告らに関する情報の削除を求めたが、原告らから原告らの宣伝を頼まれていることを理由に削除を拒絶された旨主張するが、原告らは、北京泰富に宣伝を頼んだことなどないし、頼む理由もない。そもそも、原告らは北京泰富にエステクリスのことを教えたこともない。

イ 被告は、北京泰富から製品を日本に輸入し、販売するとともに、輸入販売に当たり北京泰富の名称の一部「トップレーザー」及び別紙3記載の商標（以下「トップレーザー商標」という。）を北京泰富の許諾を受けて使用し、かつ、北京泰富の代表者Aに被告の株式の3割を保有させ、被告の取締役役に就任させている。このように、北京泰富と被告の間には、相当に強い人的、資本的、取引的な結びつきがある。

被告は、被告が北京泰富と別法人であることを強調するが、被告は自らのウェブサイトにおいて自社を北京泰富の日本支社であると宣伝してきた

のであって、かかる主張は、被告自身の従来態度と矛盾している。

さらに、原告らが代理人を通じて被告あてに本件ウェブページの削除を求める旨通知したところ、同通知が被告に到達した平成18年3月1日の翌日である同月2日には、早くも本件ウェブページは削除されていた。このように、被告に通知しただけで即座に本件ウェブページが削除されたことは、被告自らが本件ウェブページの作成、掲載を行っていたことを如実に示すものである。

(3) 原告会社に生じた損害について

被告の不法行為又は不正競争行為によって、原告会社は名誉及び信用を毀損され、無形の損害が生じた。その損害額は、少なくとも300万円を下らない。

【被告の主張】

(1) 本件表示行為は、被告の原告会社に対する名誉及び信用毀損あるいは営業誹謗行為となるか否かについて

争う。

(2) 本件表示行為について被告は共同不法行為責任を負わないことについて

ア 本件表示行為をしたのは北京泰富であり、被告は同行為に何ら関与していない。被告は北京泰富とは別法人であり、同社の行為に責任を負うものではない。

すなわち、被告は、北京泰富から日本に美容機器を輸入することを主要な目的として設立されたものであり、設立の際、北京泰富の代表者であるAから一部の出資を受けるとともに北京泰富の名称の一部及びロゴマークを使用することを許された。しかし、被告は、北京泰富の日本支社ではなく、同社の子会社でもない。本件ウェブページにおいて、北京泰富は、被告を「日本大阪子会社」として紹介しているが、これは北京泰富が独断で行ったものである。

被告が被告ウェブサイトにおいてトップレザー商標やトップレザーの名称を使用したり，被告を北京泰富と混同させるような表示をしているのは，美容機器業界における北京泰富の知名度や信用を利用したいと考えたためである。なお，被告がいう北京泰富の知名度や信用とは，日本以外の国の美容機器製造・販売業界においてとの意である。

原告会社と被告は競争関係にあることになるので，被告がウェブサイト上で原告会社の宣伝を行うことは，かえって被告の利益を損なうことになるから，被告が本件表示行為に関与する理由はない。他方，北京泰富は，複数の日本企業を通じて美容機器を販売している旨宣伝することにより，信頼できる企業であるとの印象を与えることができるし，また美容機器の販売機会も増加することによれば，北京泰富が被告とは無関係に本件表示行為を行ったと考えるのが自然である。

イ 被告が本件ウェブページの内容を知ったのは，平成17年夏ころである。その際，被告は，日本における北京泰富の代理店は被告だけのはずであるから，北京泰富に対し原告らに関する情報を削除するよう求めたが，北京泰富は，原告らとも取引をしており，原告らから原告らの宣伝をしてほしいと頼まれていることを理由に削除を拒絶した。

ウ 原告会社が従前使用していた「TOPFAITH」の字体デザイン（乙2の2）は，北京泰富の関係会社である北京泰富众城科技有限公司（Beijin Topfaith Technology Co., Ltd）が使用していたものと同一であり，これが単なる偶然であるとは考え難い。乙第2号証の2において原告会社が，自社が「イースネイザーマシン正規輸入元」であることを誇示宣伝していることを併せ考えれば，原告会社が北京泰富と代理店契約を締結していた可能性は極めて高い。

(3) 原告会社に生じた損害について
争う。

2 原告Xの被告に対する請求について（争点(2)）

【原告Xの主張】

(1) 本件表示行為は，原告Xに対する名誉及び信用毀損並びに氏名権侵害行為の不法行為を構成するか否かについて

本件表示行為は，本件ウェブページを見た一般の美容技術受講者をして，原告Xが北京泰富及び被告らグループの傘下代理店の講師として美容技術指導を行っているとは誤認させるものであり，これにより原告Xの名誉及び信用は毀損された。

また，本件表示行為は，原告Xの氏名と酷似する「Y」との氏名を無断で表示するものであって，原告Xの氏名権の侵害行為である。

上記「Y」をインターネットの大手検索サイトの検索にかけると，検索結果において，エステクリスのウェブサイトのすぐ下に本件ウェブページが現れる。原告Xは，美容業界で技術者として名前が知られているが，そもそも日本では馴染みがない名前のため，日本の大抵の美容業者は，わずかな名前の誤りには注意しない。被告は，原告Xの変名である「Y」の検索結果を利用して，方々の営業先で，原告Xに象徴されるエステクリスが北京泰富及び被告らグループの代理店であると触れ回っていたと推測される。

以上によれば，本件表示行為は，原告Xの名誉・信用毀損行為であるとともに，氏名権を侵害する行為であって，民法709条，710条の不法行為に該当する。

(2) 共同不法行為の成否

前記2(2)における主張を援用する。

(3) 原告Xに生じた損害

被告らの共同不法行為によって，原告Xは名誉及び信用を毀損し，さらに氏名権を侵害され，同原告に無形の損害が生じた。その損害額は少なくとも300万円を下らない。

【被告の主張】

争う。

第4 当裁判所の判断

1 原告会社の被告に対する請求について（争点(1)）

(1) 本件表示行為が原告会社に対する営業誹謗行為に該当するか否かについて

ア 被告が本件ウェブページの作成ひいては本件表示行為に関与しているかどうかはともかく（この点は、後記(2)で判断する。）、少なくとも北京泰富が本件ウェブページの作成に関与していることは当事者間に争いが無い。また、北京泰富が原告会社の販売する美容機器の製造メーカーであることは当事者間に争いがなく、北京泰富と原告会社とは競争関係にあるものである。

イ 本件表示行為によって作成されたウェブページの表示及びリンク設定は、別紙2のとおり、「日本大阪子会社と代理店……アドレスと連絡方法」「トップグループの子会社と代理店」と2行にわたる表示がなされ、その下部に、被告の社名（「TOP LASER JAPAN CO., LTD」）、その連絡先住所及び電話番号等が表示され、その下部に「Y」の表示、さらにその下部にエステクリスを指す「エステクリス アートメイクスクール」の名称、連絡先住所及び電話番号等が並べて掲載されているものであって、とりわけ被告が上部に、エステクリス及び原告Xがその下部に記載されている上記のようなページレイアウトは、これを閲覧した者をして、被告が北京泰富の子会社であり、また、原告会社の運営するエステクリスとその講師である原告Xが被告を含む北京泰富グループの代理店であるかのように認識させるような表示となっていることが認められる。

不正競争防止法2条1項14号にいう「虚偽」とは客観的な真実に反することをいうところ、告知又は流布された事実が虚偽であるか否かは、そ

の事実について，受け手が真実と反するような誤解をするかどうかを，受け手の普通の注意と読み方を基準として判断すべきである。

これを本件にあてはめれば，本件ウェブページが，美容サロン向けの美容機器を製造する中国のメーカーである北京泰富の日本語版ウェブサイトに掲載されているウェブページであることによれば，本件ウェブページを閲覧するのは，主として日本国内の美容業者であると推認されること，上記のとおり，本件ウェブページは，エステクリスと原告Xが北京泰富グループの「代理店」であるかのように認識させるような表示をしているのであるから，本件ウェブページに掲載された上記表示を閲覧した日本国内の美容業者が，同事実について，真実と反するような誤解をするか否かが問題となる。

そこで検討するに，一般に，代理店とは，製造業者や卸売商など特定の商品供給者のために，取引の代理又は媒介をする商人（代理商）の営業する店を意味するものと解され，その態様は一様ではないものの，その多くは，ブランド等一定の信用力を有する商品供給者との間で，商標等の使用許諾，販売地域の指定，競業避止義務の合意等を内容とする代理店契約（特約店契約）を締結し，上記代理店契約上の種々の拘束を受け，経済的には商品供給者の系列下に置かれ，これに従属する地位にある場合が多く，通常はそのように認識されているものと解される。したがって，本件ウェブページを閲覧した日本国内の美容業者の普通の注意と読み方を基準とすれば，エステクリス及び原告Xが，被告を含む北京泰富グループの系列下にあり，これに従属する地位にあると認識するのが通常であると認められる。

しかしながら，エステクリス及びこれを経営する原告会社が北京泰富グループの代理店であると認めるに足りる証拠はない。被告は，原告会社は北京泰富の代理店である可能性が高いと主張し，その根拠として乙第2号証の2（平成17年6月25日発行月刊エステティック新聞）の存在を指

摘する。同号証の原告会社の広告には、原告会社を「イースネイザーマシン正規輸入元」とする表示がされていることが認められるところ、弁論の全趣旨によれば、イースネイザーマシンとは北京泰富製の美容機器であることが認められる。しかし、同号証によっても、原告会社が、エステクリスを通じて北京泰富製の同美容機器を販売していることは認められるものの、北京泰富との間で上記のような内容の代理店契約を締結していると認めることはできない。

このように、原告会社と北京泰富との関係は、単なる製造メーカー（売主）と購買者の関係にあると認められるに止まり、原告会社が被告を含む北京泰富グループとの間で代理店契約を締結しているという意味での代理店と認めることはできないし、原告会社が北京泰富グループの系列下にあつてこれに従属する地位にあるということもできない。しかるに、本件表示行為は、エステクリス及びこれを経営する原告会社が北京泰富グループの代理店であつて、その系列下であり、これに従属する地位にあるとの認識を生じさせ得るものであつて、受け手に真実と反するような誤解をさせるものであるから、虚偽の事実の流布に該当するというべきである。

ウ　そして、後記(2)イ(イ)のとおり、原告Xやエステクリスが日本国内の一定の範囲の美容業者の間では知られた存在であるのに対し、北京泰富が被告設立時において日本国内で特に知名度を有していたわけではないことは、被告の自認するところである。これによれば、少なくとも原告Xやエステクリスの方が日本国内における認知度、ひいては信用度が高いものと認められる。それにもかかわらず、本件表示行為は、これを閲覧した日本国内の美容業者をして、原告X及びエステクリスが、相対的に信用度の低い北京泰富グループの代理店としてその系列下であり、被告を含む北京泰富グループの信用を利用する立場であるとの認識を生じさせ得るものであるから、本件表示行為は、原告会社の営業上の信用を低下させるおそれが

あるということができる。

エ 以上によれば、本件表示行為は、競争関係にある原告会社の経済面における社会的信用を害する虚偽の事実を流布するものであり、不正競争防止法2条1項14号の不正競争行為に該当する。

(2) 本件表示行為について被告が共同不法行為責任を負うか否かについて

ア 前記争いのない事実等及び証拠（甲4, 7ないし9, 10の1・2, 11ないし13, 14の1・2, 16, 18, 24, 29, 32, 33, 44ないし47, 乙3, 7, 証人B, 原告X, 原告会社代表者, 被告代表者の各尋問結果）並びに弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められ、証人Bの証言中同認定に反する部分は採用しない。

(ア) エステクリスは、原告会社が法人化する前の平成10年4月に開業した、原告Xを講師とし、美容業者を受講者とするアートメイクスクールである（なお、原告会社は平成12年4月18日に株式会社TOPFAITH・Unit JAPANの商号で設立した。弁論の全趣旨）。

原告会社は、エステクリスに関して、日本にいながらアートメイクに関する国際ライセンスを取得できることを宣伝している。エステクリスにおいて上記国際ライセンスを取得できるのは、原告Xが台湾のR.O.C彩藝協会認定国際顧問を務めており、同原告がその国際ライセンス取得のための試験を課すことができるためである。原告会社は、美容業界新聞に原告会社の宣伝とは別にエステクリスの広告を定期的に掲載し、エステクリスの広告においては必ず原告Xの写真を掲載し、同原告が各種の国際ライセンスを取得していることを強調している。エステクリスの売上げは年間約1億円にのぼり、その経営は順調である。

エステクリスでは、原告Xの指導するスクールを受講する美容業者に対して、原告Xが推奨する美容機器の販売も行っており、原告会社にとってエステクリスは美容機器の販売促進手段となっている。

(イ) 現在、被告の顧問を務めるBは、中国国籍を有していたが、昭和63年前後に来日し、その後日本国籍を取得した。Bは、平成15年12月、エステクリスで原告Xのセミナーを受け、その際、エステクリスが扱っている美容機器（アートメイク除去機）に興味を持ち、その製造会社を尋ね、エステクリス関係者からそれが北京泰富製の機器であるとの説明を受けるなどした。

Bは、平成16年1月ころ、北京泰富の代表者Aに働きかけて北京泰富製の美容機器を日本で販売することの承諾を得、さらに、北京泰富の商号の一部である「TOP LASER」及びトップレーザー商標の使用についても同意を得て、後に設立する有限会社ティー・エル・ティージャパン（以下「TLT」という。）において使用することとした。

Bの関与の下、TLTは、平成16年4月19日、美容機器の輸入、販売、修理などを目的として設立され、北京泰富の製造する美容機器の輸入販売を行うことを主たる営業の内容としていた。

BとAは、平成16年5月には美容機器の展示会であるビューティワールドショーで「トップレーザージャパン」の名称を用いてエステクリスが取り扱っていた北京泰富製の美容機器を展示した。同展示会に視察に来た原告X及び原告会社代表者は、BとAが上記美容機器を展示しているのを認め、同人らに対して北京泰富製の美容機器を取り扱うことになったいきさつを尋ねたところ、Aから、Bより商談を持ちかけられ、同人と取引を始めた旨の説明を受けた。なお、その際、原告らは、Bから「C」の氏名が表示された名刺を受け取り、さらに、ブースにあった「有限会社トップレーザージャパン 日本市場部本部長 D」及び「北京トップレーザー有限公司 日本市場部部長 D」の氏名が表示された名刺（甲17、18）も持ち帰った。

TLTの当初の代表取締役は、Cであったが、同人は平成16年8月

30日に退任し、同日、同社の取締役になり、北京泰富の代表者であるAが就任した。このころ、TLTは、自社のウェブサイト（甲29）を開設することとし、その際、商号については本来のTLTの商号とは異なる「有限会社トップレーザージャパン」と表示し、「主な概要」に「ISO9000取得」、「中国国家特許博覧会金賞受賞」、「世界各国数十カ国への輸出」、「海外法人（2社）」など、TLTではなく北京泰富に関する概要を掲載していた。また、「FAQ」のウェブページ（甲31）においては、「本社は中国にあり、創業十数年。中国本土の美容機器の約60%のシェアを占めております。」などと表示していた。

また、北京泰富も、自らのウェブサイトの日本語版ウェブサイト（甲24）において、「会社製造工場の写真と子会社の写真」のウェブページにトップグループの子会社（大阪）として、被告の受付を撮影した写真を掲載していた。

被告は、TLTの営業資産を引き継いで平成17年4月28日に設立されたものであり、その際、Aは、被告の株式の3割を引き受け、被告の取締役に就任した。そして、平成17年7月1日、Eが被告の代表取締役を退任し、現在の代表取締役であるFが就任した。しかし、被告の日本人従業員には中国語を十分に話すことができる者がおらず、北京泰富との交渉は、Bが行っており、本件表示行為当時も、Eが、被告の経営を実質的に掌握していた。

(ウ) 原告会社が販売した製品の修理は、エステクリスではない別の原告会社の事務所が窓口となっていたところ、平成17年12月以降、被告から北京泰富製の美容機器を購入した顧客からの問合せがエステクリスに対して直接入るようになった。さらに、平成18年2月中旬以降、原告会社代表者は、エステサロン業者から、被告が、その業者に対して、ウェブサイトを見せながらエステクリス又は原告会社は被告の代理店で

あるから、被告から直接美容機器を購入した方が安価であり、メンテナンスの態勢もよいと言っていたとの話を聞いた。また、原告会社代表者は、その他の複数のエステサロン業者から、BがCの氏名を名乗り、北京泰富の代表者であり被告の取締役でもあるAの弟であると称して営業しているとの話を聞いた。

その後、本件ウェブページの存在が原告らの知るところとなった。なお、北京泰富のウェブサイト中の日本語版ウェブサイトには、本件ウェブページのほかに、「アートメイク除去機美容の原理」、「I B E 豊胸機の原理」などの美容知識を紹介するウェブページもあり、そこにはI B E 豊胸機に関する被告の作成したパンフレットと同じ絵や、ほぼ同一の説明文が掲載されていた。さらに「会社製造工場の写真と子会社の写真」として、北京泰富の製造工場の写真のほか、前記のとおり、「トップグループの子会社（大阪）」という説明文とともに、被告の受付を撮影した写真が掲載されていた。

(エ) 被告代表者Fは、平成18年3月1日、原告ら代理人名義の本件ウェブページの掲載及びエステクリスのウェブサイトへのリンクの削除を求める旨の通知書を受け取り、同日、同代理人に対して電話で、本件表示行為は北京泰富がやったことであって被告は関係がないとの回答をした。Fは、原告ら代理人の依頼により、回答内容を書面化し、ファックスで原告ら代理人事務所に送信した。この書面には、原告Xの氏名が「Y」と、本件ウェブページと同様の誤字を用いて表示されていた。本件ウェブページは、翌日の同月2日午前中には削除された。また、北京泰富のウェブサイトは、平成19年1月には刷新されているところ、その日本語版ウェブサイトほとんどにいわゆる文字化けが生じているため、判読できない状態になっている。

イ 検討

上記認定事実によれば、次のようにいうことができる。

(ア) まず、Bは、被告設立前に北京泰富代表者のAから北京泰富製の美容機器を輸入販売することの承諾を得てT L Tを設立し、その後T L Tから被告に営業が引き継がれた後も自ら北京泰富と直接商談し、北京泰富製の美容機器の販売に関与していたものであって、本件表示行為当時、被告の経営を実質的に掌握していたものである。そして、被告ウェブサイトは、T L Tの開設したウェブサイトの表示をほぼそのまま引き継いだものであるところ、北京泰富に関する概要を自らの概要として掲載し、実際には直接の資本関係もないのに本社（北京泰富）が中国にあると表示するなど、対外的には被告が北京泰富の子会社あるいは支店であるかのような表示をして北京泰富と資本関係があることを示唆している。さらに、被告は、北京泰富からトップレーザー商標の使用許諾を得るなど、国内における信用を得るために北京泰富の信用に依存してきたものといえる（上記ア(イ)）。

また、Bは、営業の際に「北京トップレーザー有限公司 日本市場部部长 D」との肩書の名刺を使用していたものであり、被告設立時には北京泰富の代表者Aが被告の取締役就任し、同人からの出資も得ており、さらにBは、営業の際に「C」の氏名をも名乗り、Aとの親族関係がある旨を話していたものである（上記ア(イ)(ウ)）。

上記各事実によれば、被告は、本件訴訟において北京泰富とは別法人であることを強調しているのとは異なり、実際の営業上は、北京泰富と深く関わっており、むしろ対外的には北京泰富の子会社あるいは支店であるかのように振る舞っていたことが明らかである。

そうすると、被告は、北京泰富とは経営上ないし営業上深いつながりがあり、被告ないし北京泰富の宣伝広告に当たっては、相互に資料や情報を提供し合うなどの協力関係があったものと推認することができる。

(イ) 次に，原告Xは，美容業界ではアートメイクに関する国際的なライセンス取得のための指導及び試験を課すことのできる高度の技術を有する者として日本国内における一定の範囲の美容業界では周知の存在であり，原告会社は，そのように周知の存在である原告Xが直接指導するセミナーを受講する美容技術者に対し原告Xが推奨する美容機器を販売する方法によって，順調に美容機器の売上げを伸ばしていたものであって（上記ア(ア)），原告らは，いずれも日本国内の美容業界において相当程度の知名度及び信用力を勝ち得ていたものといえることができる。

他方，被告の経営を実質的に掌握しているBは，T L T設立前からエステクリスの存在を知り，原告Xのセミナーを受講していたものであって，エステクリスの日本の美容業界における地位などについて十分な知識を有していた（上記ア(イ)）。そうすると，Bが，日本国内の美容業界におけるエステクリスの知名度及び信用力を被告の営業のために利用しようとする考えも決して不自然ではなく，むしろ十分にあり得ることといえる。

したがって，被告（B）には，北京泰富と同様に，原告らが被告を含む北京泰富の代理店であるかのように表示する本件ウェブページを掲載する十分な動機があったと考えられる。

(ウ) 次に，原告ら代理人が被告代表者Fに対し本件ウェブページの掲載等の削除を求めた際，Fから被告はこれに無関係である旨の回答をしたものの，早くもその翌日には被告ウェブページ等が削除され，Fから原告ら代理人あてに送付された回答書（甲13）に記載された原告Xの氏名の表示に本件ウェブページと同様の誤記があった（上記ア(エ)）。これらの事実は，被告が，本件ウェブページの作成に関与しているとともに，その掲載の可否に関して一定の決定権を有していることを窺わせる事実というべきである。

また、北京泰富のウェブサイトにおける日本語版ウェブサイトには、本件ウェブページが削除されるまでは日本にあるパソコンから閲覧して日本語が問題なく表記されていたが、本件ウェブページ削除後に刷新した北京泰富のウェブサイトにおける日本語版ウェブサイトでは、文字化けが発生しており、日本にあるパソコン上は正確に表示されなくなったところ、被告が主張するように、北京泰富が本件表示行為を単独で行っていたのであれば、被告からの連絡を受けて北京泰富が本件ウェブページを削除したとしても、その後もそれまでと同様に日本のパソコンにおいて正常に閲覧できる環境の下において新たに日本語版ウェブサイトを作成すれば、上記のような文字化けが発生することはないはずである。すなわち、北京泰富が従前から単独で本件ウェブページを作成していたとすれば、北京泰富は、本件ウェブページを刷新した後のウェブページにおいて、従前は正確に表示されていた環境を敢えて変更し、その結果、文字化けが発生したまま放置していることになるが、そのようなことはおよそ不自然である。この事実は、刷新前のウェブページすなわち本件ウェブページは北京泰富が単独で作成したものではないことを推認させる。

以上のほか、上記ア(ウ)の認定事実のとおり、北京泰富の日本語版ウェブサイトに被告が作成した豊胸機の資料と同じ絵や類似の説明文が掲載されていたことも併せ考えると、被告は、北京泰富に対し、北京泰富の日本語版ウェブサイトに掲載するためのデータや資料を提供していたと推認するのが自然である。

ウ 以上の事実を総合すれば、被告は、北京泰富において本件ウェブページを作成するに当たり、少なくともそのためのデータや資料を提供するなどして、これに関与していたものであり、ひいては北京泰富が本件表示行為をするに当たって関与したものと認めるのが相当である。

エ この点に関し、被告は、本件表示行為は北京泰富にとっては複数の日本企業を通じて美容機器を販売している旨を宣伝することにより信用を高める点で利益になるが、被告にとっては、同じ美容機器の販売を行う競争相手である原告らを宣伝することとなる点で利益を損なうこととなり、北京泰富と被告の利害は一致しないとして、被告が本件表示行為に関与する理由はない旨主張する。

しかしながら、被告設立時点で、北京泰富が日本においてさほど知名度を有していなかったことは、被告の自認するところである。他方、被告からみれば、原告会社は、原告Xがエステクリスでアートメイクの指導をすることを宣伝して成功している美容機器販売の先行業者であり、そのエステクリスが取り扱っている美容機器を製造している中国メーカーの子会社であると表示することは、国内における北京泰富製の美容機器の信頼性を高めることが期待できる。さらに、原告会社（が運営するエステクリス）及び原告Xを被告を含む北京泰富グループの代理店と称することにより、製造メーカーである北京泰富の子会社である被告の方がより製造メーカーに近い存在として、原告らに対し価格面などで優位に立つことを強調することが可能であり、現に前記ア(ウ)の認定事実のとおり、被告の営業担当従業員が、北京泰富製の美容機器について、本件ウェブページに表示されたように、被告の代理店であるエステクリスから購入するよりも、被告から直接購入する方がより安価であると宣伝していたものである。

したがって、本件ウェブページにエステクリスや原告Xの屋号・氏名を掲載することは、北京泰富のみならず、被告にとっても利益となるものである。よって、被告の上記主張は採用できない。

オ 以上によれば、被告は、本件表示行為について、北京泰富と共同不法行為責任（民法719条1項前段）を負うものというべきである。

(3) 原告会社に生じた損害について

被告は、前記のとおり、本件表示行為により原告会社の名誉・信用を毀損し、その営業上の利益を侵害したものであるから、不正競争防止法4条、民法719条1項前段に基づき、原告会社に対しこれを賠償すべき義務がある。

そして、本件表示行為の内容、態様、それが表示されていた本件ウェブページの掲載期間その他本件において顕れた一切の事情を考慮すると、原告会社に生じた無形損害に対する賠償額は20万円と認めるのが相当である。

2 争点(2) (原告Xの被告に対する請求) について

(1) 本件表示行為が原告Xの名誉及び信用毀損行為及び氏名権侵害行為に該当するか否かについて

ア 本件表示行為における原告Xの名の表記には誤字があるものの、そのリンク先であるエステクリスのウェブサイトと併せて見れば、読み手は原告Xの氏名を表記しているものと理解するものと認められる。

そして、本件表示行為が原告Xの名誉・信用を毀損するものであるかを検討するに、原告Xは、アートメイク指導の専門家として、エステクリスにおいて自ら指導に当たりながら、セミナーの受講生に対して原告会社が輸入する美容機器を販売する業務にも携わっており、その際、受講生は指導を担当した原告Xが推奨しセミナーで使用した美容機器であることを主たる動機として原告会社から美容機器を購入するものである。このように、原告Xは、自らが有する信用を利用して美容機器の販売に携わっている(なお、美容業界新聞における原告会社及びエステクリスの広告には、美容機器の製造メーカー名を表示していない)。それにもかかわらず、本件表示行為によって、あたかも原告Xが北京泰富グループの代理店であるかのように本件ウェブページに表示されたものであり、既に一定の信用を得ている原告Xが、同原告よりも知名度や信用力において劣る北京泰富グループの系列下に入りその従属的地位にあるような印象を与えることになる。かかる意味で、本件表示行為は、原告Xの経済面における社会的信用を低

下させる行為であるということが出来る。

したがって、本件表示行為は、原告Xに対する名誉・信用毀損の不法行為に該当する。

イ さらに、原告Xは、本件表示行為により、誤った字を用いて氏名が無断で表示されたことをもって、氏名権の侵害であると主張するので検討する。

氏名は、社会的にみれば、個人を他人から識別し特定する機能を有するものであるが、同時に、その個人からみれば、人が個人として尊重される基礎であり、その個人の人格の象徴であって、人格権の一内容を構成するものというべきである（最高裁昭和63年2月16日第三小法廷判決・民集42巻2号27頁）。したがって、他人の氏名を無断で使用し、真実に反する記載をすることは、日記等の他人の閲覧を予定しない個人的なものにおいて使用される場合を除き、原則として、それ自体で人格権の一内容を構成する氏名権を侵害するものと解するのが相当である。

本件表示行為は、原告Xの氏名を無断で使用し、かつ、原告Xが北京泰富グループの代理店であるという虚偽の事実を記載するものであるから、原告Xの氏名権を侵害するものというべきである。なお、原告Xの氏名の一部を誤記している点については、被告及び北京泰富が害意をもって不正確な表記をしたとまで認めることはできず、単なる誤記であると認められるに止まることによれば、それ自体を氏名権を侵害する違法な行為であるまでいうことはできない。

ウ 以上によれば、本件表示行為は、原告Xの名誉・信用を毀損し、かつ、氏名権を侵害する不法行為に該当する。

(2) 共同不法行為の成否

被告は、北京泰富と共に本件表示行為をしたものであり、原告Xに対し共同不法行為責任を負う。その理由は、前記1(2)と同一である。

(3) 原告Xに生じた損害について

被告は、前記のとおり、本件ウェブページに本件表示行為をすることによって、原告Xが北京泰富グループの代理店であると誤認されるおそれを生じさせるとともに、原告Xの氏名権を侵害したものである。

本件表示行為は、あたかも原告Xが北京泰富グループの代理店としてその系列下にある、これに従属する地位にあるかのように表示するものであって、原告Xの名誉・信用を毀損する一方で、いわば原告Xが北京泰富製の美容機器にお墨付きを与えたような印象を与えるものであって、原告Xの信用を利用するものということが可能である。しかし、原告Xは、メイクスクールで使用する機器については慎重に試験した上で使用する機器を選定していること（原告X本人尋問の結果）によれば、同原告が北京泰富製の美容機器一般に関してかかる表示をされることを許容することは到底想定できない。以上のほか、原告Xが一部の美容業者には知られた存在であること、本件ウェブページは誰でも閲覧できるものであり、被告が営業活動をする際に顧客に見せていたこと、その他本件に顕れた一切の事情を考慮すると、原告Xがその名誉・信用を毀損され、かつ氏名権を侵害された無形損害に対する賠償額としては、40万円をもって相当とするべきである。

- 3 なお、原告らは、被告に対し、被告ウェブサイトのトップページに、別紙1記載の謝罪文を投稿する旨の謝罪広告掲載請求をする。しかし、本件ウェブページが平成18年3月2日には削除されており、その後相当程度の時間が経過していること、現時点においては原告X及びエステクリスが北京泰富の代理店であると問い合わせる者もないこと（弁論の全趣旨）などの事情によれば、現時点（口頭弁論終結時点）において原告らに無形損害に対する賠償のみでは填補できない名誉・信用の低下があるとはいい難い。よって、原告らの名誉を回復する処分として、被告に謝罪広告の掲載を命ずる必要はない。

第5 結論

以上によれば、原告会社の請求は、原告会社の名誉及び信用を毀損したこと

による損害賠償金 20 万円及びこれに対する訴状送達の日翌日であることが記録上明らかな平成 18 年 5 月 19 日から支払済みまで民法所定の年 5 分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり，原告 X の請求は，40 万円及びこれに対する訴状送達の日翌日であることが記録上明らかな平成 18 年 5 月 19 日から支払済みまで民法所定の年 5 分の割合による遅延損害金の請求を求める限度で理由があり，原告らのその余の請求はいずれも理由がないからこれを棄却することとして，主文のとおり判決する。

大阪地方裁判所第 21 民事部

裁判長裁判官 田 中 俊 次

裁判官 西 森 み ゆ き

裁判官西理香は，海外出張のため署名押印することができない。

裁判長裁判官 田 中 俊 次

